

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第36回）  
議事要旨

1. 日時

令和7年8月25日（月）16時00分～17時41分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

（1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、宍戸構成員、曾我部構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、山本（龍）構成員

（2）オブザーバ

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本ケーブルテレビ連盟

（3）総務省

豊嶋情報流通行政局長、近藤大臣官房審議官（情報流通行政局担当）、井田同局総務課長、佐伯同局放送政策課長、飯村同局放送施設整備促進課長、坂入同局放送業務課長、吉田同局情報通信作品振興課長、増原同局放送政策課国際放送推進室長、横澤田同局放送政策課外資規制審査官、西村同局放送政策課企画官、本橋同局放送施設整備促進課企画官、佐々木同局放送業務課企画官

4. 議事要旨

（1）第4次検討におけるこれまでの会合で出された主な意見について

事務局より、資料36-1に基づき、説明が行われた。

（2）これまでの意見を踏まえた今後の検討に関する方向性について

事務局より、資料36-2に基づき、説明が行われた。

（3）意見交換

各構成員等から以下のとおり発言があった。

【林構成員】

資料36-2で論点を4つお示しいただいた中で、最初の論点の地域情報確保のための経営環境の整備、あるいは、デジタル空間における放送番組への接触機会の確保に関連していたと思いますが、特に災害

時におけるファーストインフォーマとしてのラジオの役割についてコメントさせていただきたいと思  
います。

御案内のように、AMのFM化が進んでおりますが、AMのFM化でカバーできないエリアについて、  
いわゆるradikoで代替できるかという問題があるかと思ます。総務省におかれても、たしか2023年か  
らAM停波の実証実験を始めておられますけれども、これは完全に代替ということは難しいとしても、  
AMのFM転換を補完する役割として、radikoに期待する役割というのは大きいのではないかと思ま  
す。ただ、現在、radikoはあくまで通信ですので、その放送固有の役割が期待できない部分がありま  
す。例えば政見放送というのはその名のとおり放送ですので、通信たるradikoではできないと。その部  
分は「フタかぶせ」になっているかと思ます。そういう中で、radikoの代替あるいは補完の議論が進  
む中で、radikoもある意味、実質的な放送扱いになれば、多少とも「フタかぶせ」の手間暇も省けま  
すし、ユーザーの利便性も高まるかと思ます。これは放送制度のアップデートにも関わる話かなと思  
います。ただ、注意しなければならないのは、災害時にradikoでは役割を完全に代替できるか、あるいは  
全うできないのではないかという疑問もありまして、通信環境であるとか、あるいは電源の問題の点で、  
通信たるradikoというのはどうしても脆弱性がある、その点、ラジオはレジリエンスがあるのも事実  
ですので、冒頭申したAMのFM化でカバーできないエリアについて、radikoで代替できるかという課  
題設定を進める中で、ユーザーの選好あるいは需要動向調査みたいなものを、例えば事業者団体である  
民放連などが音頭を取って、データであるとか、あるいはエビデンスを基に議論できればいいのではな  
いかなと思ったりもしています。恐らく放送事業者としては、radikoによる代替、実質放送扱いとする  
ことについては、反対はほとんどないのではないかと推察されるころですが、ただ、事業者の議論で  
は、どうしてもコスト削減の観点に偏りがちになってしまいますので、もちろんコストの問題も非常に  
大事ですけども、それはそれとして、それだけではなくて、ユーザーの利便性あるいはユーザーの利益  
の観点から、この問題を議論する必要があると思っていますので、その前提として、利用動向調査み  
たいなものです。こういうものをまずベースとしてやっていく必要があるのではないかと思っています。

他にも申し上げたい点ありますが、長くなりましたので、取りあえず以上で切りたいと思ます。ど  
うもありがとうございました。

### 【三友座長】

ともするとテレビのほうに集中しがちですが、ラジオ、radikoという、実は災害のときに非常に重要  
なメディアについて御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

私は実際にradikoの利用動向調査等について調査が行われているかどうかは存じ上げていませんが、  
事務局から何か情報がありましたらお願いいたします。

#### 【佐伯放送政策課長】

事務局でございます。林先生、貴重な御指摘ありがとうございます。御承知のとおり、AMについては、今まさに運用休止の検証というものを総務省と手を挙げた民放ラジオ事業者とで行っておりまして、第3次取りまとめでも言及させていただきましたが、1回目の検証は終えて、この9月から2回目の検証を行っております。2回目の検証では、第3次取りまとめでの提言も受け、一部radikoについても、その検証内容に含めるといって進めているというステータスでございます。

一方で、今、私が申し上げたのは、AM局が運用休止される、あるいはFMに将来転換することを見据えての検証というところかと思いますが、FM事業者に対しては今そうした枠組みはないということで、では、そうしたところについては、先生おっしゃるような何らか実際のユーザー、リスナーの利便性や選好といったところの調査はやっているかといいますと、少なくとも、総務省側でそうした大規模調査をやっているようなところはなかろうかと思いますが。各放送事業者でやっているかとか、民放連がやっているかというところまでは私も承知していないところでございます。

#### 【三友座長】

ありがとうございます。林先生、そういう状況でございますが、ぜひこれからもアップデートさせていただければと思いますので、貴重な御指摘ありがとうございます。

#### 【落合構成員】

今後の方向性（案）で示していただいた論点についてそれぞれコメントしていければと思っております。

まず一つ、「地域情報確保のための経営環境の整備」という課題を挙げていただいております。この中では、過去にも議論させていただきましたが、マスメディア集中排除原則に関するさらなる整備や、また、これは制度整備そのものではない部分もあるかもしれませんが、既に制度として準備をされているホールディングカンパニー、こういったものを利用したリソースの連携につなげていくような、例えばホールディングカンパニーでも地域の準キー局等、比較的、大規模都市圏の都市にある社を連合して、ホールディングカンパニーとして運営しているような事例、さらにそこを起点として地域を支えるといったような事例も出てきているかなと思いますので、こういった制度整備と、これまでに整備してきた制度のさらなる活用を進めていくことが一つあるかと思っております。

また、これも制度そのものではないかもしれませんが、例えば取材の拠点や、オフィス、ヘリであったりだとか、取材やメディアとしての様々な業務に必要な拠点、設備等の共用であったりですとか、協

調的な利用であったり、さらに、これが場合によっては、NHKも含めた協調、協力の体制を整備していくことも含めて、さらなる資源の効率的な利用や、負担軽減の可能性があると思います。制度整備だけではなくて、実務的な連携、整備も協調の強化として含めていくことがあるのではないかと考えております。

また、その際に、例えばいろいろな管理を共用で行うときに、例えば何らか、設備などが十分に整備されているかどうかは、総務省において、放送免許等の再交付などの際に審査される場合があるかとは思いますが、そういったものの手続を例えば簡素化していくことにつなげることがあると思います。他分野の事例を踏まえると、他社の提出資料などに依拠して審査できるような形にすると、それも含めて、何らか負担軽減に資するようなことはできるのではないかと考えております。

また、情報過疎という、地域情報について、何をもち地域情報だと見ていくかは、さらに議論を深めていくことが重要ではないかと考えております。これまでの議論の中で最も重要なものとしては、やはり民主主義の基礎でもあり、報道ということはあるだろうと思われ、いわゆる防災等の本当に生命、身体を守るための活動もあるだろうと思われ、一方で、地域の文化を形成するような娯楽的な番組も地域情報としての価値は一定程度あるだろうとも考えております。どういう形で枠組みを作り、地域情報の範囲であるとしていくことが難しいところはあると思われ、まずは今後さらにその範囲としてどういうものを考えているかが明確になるようにしていければと思われました。

続きまして、放送事業者の事業の多角化に関するネット配信という点についてです。まず、色々な放送事業者の方々とお伺いしている中では、やはり著作権に関する処理は、最大限、制度的なものも関わってくる論点として、ノウハウの共有だけでなく、場合によっては制度整備も含めて、一番支援が欲しいと思われているところであろうと考えております。例えばそういった中で、生成AIなどとメディアの関係といったことも議論になることもあると思われ、仮に何らか協議があったりする場合なども含めて、こういった著作権に関する放送業界としての取組、こういうものは総務省がまとめていく手伝いをしていただくこともあるのではないかと考え、最終的な御意見自体は放送業界でまとめていただくべきものではあります、それをまとまりとして、各所とも議論できるように、必要な支援などは総務省に実施していただけるといいのではないかと考えております。

また、データの点については、この検討会の一つの今後の論点として、オンラインにおける放送の定義も議論の一つの範囲になり得るところではございますが、オンラインにおける放送を考えるのであれば、その中の一つの整備すべき要素として、著作権、プロモーションなどと並んで、データという議論もあります。しかし、必ずしも、オンラインの場面に限らず、出来るところからまずデータを使えるようにしていくことは大変重要ではないかと考えております。まずは災害の場面での利用もあるでしょうし、また、デジタル行財政改革会議の中ではデータの整備に関する基本方針を閣議決定に出してお

りますが、そういった中でも、公益に資するようなデータ利活用について一定の法的枠組みを作っていくことも含めて整備していこうという話などもあります。それを直ちに使っていただくという話をするのがいいのかどうかはありますが、放送事業者が特に地域のためにという場合に公益性が認められる場合が高いだろうということも考え、こういった制度等の活用も含めて、いずれにせよ、データをできる限り早いタイミングから使えるようにしていただくことも重要ではないかと思っております。

また、番組や経営体力が低い事業者の共同配信については、これはやはりまたNHKなども含めた協力ということもあるでしょうし、系列や様々な形での業界における共通的な支援策の整備、さらには、最終的には総務省の予算もあるかもしれませんが、そういったものも含めて検討していくことが必要ではないかと思えます。

また、一方で、仮にネット配信を考えた場合に、同時配信でなければならないのかどうかも考えていてもいいのかもしれないと思えます。例えばニュースやスポーツ番組のような一定の番組については、同時性があることに強い意味があると思えます。一方で、いつでも見られるから、それを利便性のある見方として受容していくということも広がってきていると思えますので、全ての番組に同時配信を求めていくべきなのかどうなのかも含めて、考えていてもいいのではないかと思えます。

さらに、ネット配信の点を考えていくということであれば、こういった形で有償、無償のコンテンツの配信をしていくのかという戦略をぜひ業界からも総合的に考えていただきたいと思っております。衛星放送ワーキングなどで議論している中でも、やはり諸外国の大手のプラットフォーマーなどの話の中でも、なかなか広告だけでの収入は打ち止まりもあったりいたしますので、やはりペイドで配信できるような部分をどういうふうにつくっていくのかも、よく考えていくことが重要ではないかと思えます。

続きまして、ネットの同時配信の普及に応じた放送制度のアップデートですが、この点、基本的な方向性としては、こういった御提示いただいた形もいいのかと思えますが、一方で、インターネット配信を進めていくことがインセンティブになるようにしていくことも考えていくことがいいのではないかと思えます。これは実際にインターネット配信が自発的に進んでいくこともあるでしょうし、設備負担として大きいところを評価しながら、部分的にでもある程度進められる部分を進められれば、一定の負担を軽減するような施策を、完全にインターネット配信ができたときとは言わず、少しずつ負担軽減がされるようにしていったほうが、民放の方々にとっても、インターネット配信を進めていくことに対してメリットが出てくるかもしれないことがあるように思っております。もちろん最終的に防災等の際に、地域を守るといった側面もありますので、単に義務も軽くすればいいというわけではありませんが、とはいえ、インセンティブのある形をどのように組み込んでいけるかは考えていければと思いました。

最後に、インターネットにおける接触の機会について、まず、この中で、こういった情報偏在に対応していくのかを論点として明確化していくことが重要ではないかと思っております。一般的に言うと、

先ほども少し議論させていただきましたが、やはり民主主義の基礎を担っているということ、その言論空間の基礎を担っているということで、ニュースがやはり中心になってきそうにも思いますが、そのほかの様々な情報が飛び交っている中에서도ございますので、ニュースとだけ言ってしまっているのかどうかということもまだ明確ではないところだと思います。どの部分を特に情報偏在として議論していくのだろうか、議論を深めていく必要があるのではないかと思います。

一方で、この際に消費者の選択そのものに歪みをもたらすような情報の配信のコンテンツモデレーションや、場合によってはダークパターンのような論点もあるかもしれませんが、そういった手法の関係については、消費者法や情報法制、もしくはプラットフォーム法制などによって、恐らく規律をしていくべきものなのだろうと思います。そういったことも踏まえて、より相対的に信頼性がある情報を発信していくということの役割が特にどこに必要なのかを明確にしていくことが重要ではないかと思えます。その観点では、放送としては何ができるのか、また、期待値としてどこまではできるのかも含めて議論していくことによって、今後、デジタル空間側の議論をしている検討部局もしくは検討会などとも、連携という形でも有益な形で議論が提供していけるのではないかと思います。私からは以上です。

#### 【三友座長】

ありがとうございます。大変オーバーオールに全体に関してコメントをいただきました。いくつか総務省事務局へのお願いもあったと思いますが、もし総務省から何か回答があればお願いいたします。

#### 【佐伯放送政策課長】

落合先生、ありがとうございます。1つ目の項目につきましては、何をもって地域情報と考えるものかということについては、継続的に議論すべきではないかという話と、あるいは、実際にマス排のさらなる整備というところもさることながら、制度に直接的には関わりのないような取材の拠点やオフィス、ヘリコプターをいろいろと例示いただいたかと思いますが、こうしたものの共用、協調の実態だったり、あるいは場合によっては、NHKも含めた利用の整備等、さらなる負担の軽減について、まずは現状の把握かもしれませんが、そういうようなものについて御示唆いただいたかと思えます。そうしたものをうまく共用する際には、総務省で免許審査等をする場合についての負担軽減等についてもつなげることもあり得るのではないかとということで御意見いただいたかと思えます。

それから2つ目につきましては、ネット配信については、事業者側からの要望としては、恐らく著作権処理に一番支援が必要なところかと思うので、生成AI等を含めて、何らか協議があるような場合は、まずは放送事業者がその要望等を固めるべきとはしつつも、総務省としてもそうした議論をまとめていく必要な支援をすべきではないかというような御意見だったかと思えます。

また、データについては、オンラインのところについても引き続き検討を行うにせよ、オンラインに限らず、できるところから利用できるようにすることも重要ではないかということで、我々も公的な、公益に資するようなデータの利活用は、別の部署での議論等について、もう少し目配りするようにできればと思っております。

それから、共同配信について、全事業者というよりは、体力のない事業者を含めてのNHKと、あるいはその系列との共同配信について、予算措置等も含めてとお話をいただいたとともに、全て同時配信でなければいけないのか、必ずしもそうではないのではないかとということや、あるいは有償、無償、どのように分担していくのかということでの業界側の議論ということもぜひ聞いてみたいというお話だったかと思えます。それから、関連するところもあるかもしれませんが、ネット配信を進めることがインセンティブになるような制度設計も総務省側で検討してはどうかということかと思えます。ゼロイチで全部やるのかというよりは、むしろ段階的にも負担軽減できるようにという御意見だったかと思えます。

それから、最後のところについては、情報遍在、どうしたものに対応していくべきか、どの部分なのかということ、実際に偏在してはいけないような情報がどのような性質のものか、あるいは、一方で消費者が先行するのが自由な選択というところが基礎にある中で、そうしたものを選択するという行為自体に歪みをもたらすものに対しては別の規制方法もあるでしょうし、それに対して放送として何をすべきかという考え方が反射的に来るのではないかと御意見だったかと思えます。

そうした全体でいただいた意見につきまして、総務省側で検討し得るようなところと、むしろ事業者から現状の取組あるいは御要望を聞いたほうが良いものがあるかと思えますので、少し事務局で整理して、またNHK、民放等々と御相談もさせていただきながら、今後、検討の中身を考えていきたいと思えます。

#### 【瀧構成員】

おまとめいただきまして、どうもありがとうございます。今後の検討の方向性の辺りに若干沿いながら幾つかコメントさせていただきます。

まず1点目にありました地域情報の話について、本検討会はこれまで36回やっておりますが、地域情報の解像度が上がるようになかなか上がらないなというのが、参加しながら思っているところでございまして、これは総務省におまとめいただくのがいいのかは分かりませんが、例えば地域情報と言いつつ時に、それがニュースなのか、地元のスポーツなのか、地元経済で起きていることなのか、文化なのか、観光なのか、お祭りなのかなど、あとは政治なのかなど、ジャンルで強引に放映時間で区切って、全部を検証するというよりはサンプルでいいと思えますが、やはり地域情報と私たちが呼んでいるもの

が何なのかというのをもう少しデータにするべきかなと最近思っております。

それは単にグラフにしてみたいというよりは、経済と同様に、地域の情報だと一般化されたニュースの情報よりも、見ている人が次に何かアクションを行ったり、購買者となったり、社会活動であれば、自ら関与する市民となったりといった、アクションに対する距離が近いというのがあると思っています。外部性が近いというか、視聴者が反応するのが純粹に商業的な反応だけではないというところにポイントがあると思っています。そういう複雑さが、地域情報という言葉が若干抽象的にしているがために少し議論から捨象している感覚がありまして、その辺りはもう少し議論を細かくしたいなと思っているというのが1点目でございます。

次に、2点目に若干かかるところではあります。最近、海外に旅行して感じていることは、海外の普通のオンラインメディアの配信、あるいは、インターネット経由で地上波的なものを見ているときに流れてくるCMが、非常にナショナルクライアントが多いといえますか、日本に住んでいると普通にずっとユーチューブをつけ続けていると流れてくるものとはカラーが違うなと思っています。これはネット広告自体がもう少しこう、大人化しているようなところもあるのかなと思いますし、やはりテレビの側でもそういうデータ活用をしながら、ネット広告やテレビで流れる広告にデータが使われたときの品質のようなものが逆にネット側にも染み出してくるような要素があるのではないだろうかと思っている次第でございます。その辺りはむしろ、今の2つの軸で見たときに、テレビの側からネット側に働きかけられるネット広告の在り方はきっとあるのではないかと考えていまして、それは一つ、色々な視聴者の確保という意味を持っているのかなと思っています。

最近是非常に議論ができるようになりましたが、データを活用した在り方はやはり非常に重要だと思っています。インターネットも、25年前または28年位前は、インターネットビジネスではバナーを売っていて、バナーというのはターゲットをしない広告だったわけですが、今はそういう意味ではターゲットできる広告が市場の多くだと思いますので、そういう意味ではデータを活用して、ターゲティングの在り方はもちろん色々ありますが、そちらに行かないという選択肢がないと思います。よって、ターゲティングできる広告に進化してこそ、市場が大きくなってきたところにテレビの側は積極的に介入したほうがいいというのが私の意見でございます。

あと3点目の「あまねく」の他のところは、私は含めることは賛成ですが、先ほど落合先生もおっしゃっていたように、全ての同時配信というところは必ずしもそうではないというのもあると思っています。先ほど述べたように、例えば地域情報に限定してとか、地域情報の中でも一部に、ニュースとか災害とかはそこに関わるとは思うんですけども、限定することで、もし何らかの重量的なコストメリットが見込めるのであれば、そういう絞り方をすることは恐らく今後のサステナビリティを考えたら現実的な選択肢なのではないかなと考えている次第でございます。

あと最後のところでございますが、もはやいろいろな統計を見ている限り、テレビは追い越される側にいるわけございまして、追い越される側というのが、よくマーケティングとか経営戦略上、取るべき幾つかの戦略の中で、差別化ではなくて同質化戦略みたいなものをもっと考えたほうがいいのではないかと最近考えるところがございます。これは私が使っている端末が古いのかもしれませんが、私のテレビでは、例えば2倍速でコンテンツを再生できるメディアやアプリが若干限られていたりするようなところがあって、決して古い端末を使っているわけではありませんが、もし同じ環境で、例えば、私が録再機を持っているのとNHKプラスを持っていて、録再機で再生する、例えば2倍速の音声聞き取りづらい場合に、私はNHKプラスを使ったりするか、そういうこともあったりもします。既に視聴者は複数の端末で同じ番組を見たり聞いたりする状況がある中で、なぜあちらのほうを選んでしまったのかと。それを通じた、例えばテレビの側で何かもう少しハードウェアに働きかけるとか、あるいは、何かリアルタイム性をもっと強く打ち出せるようなものがないとか、何かそういったことは、ある意味、ちょっと表現は強いですけど、弱者の戦略としては、同質化によってインターネットに伍していく発想みたいなものがあるのではないだろうかと思っております。ネットに負けない在り方をもっと模索できないだろうかとも思っています。倍速再生とか3倍速再生も、実は技術とか耳への聞こえやすさとかいろいろな進化がある分野だと思っておりますので、個人的にはその辺りが大事かなと思っております。

あと最後に、少し触れていただいたポイントですが、スポーツというのは、やはりテレビが必要であるということを説得する上で、ものすごく重要なポイントである一方で、世界的には、例えばオリンピックやワールドカップなど、そういったものはどんどんペイウォールの反対側に移りつつあったりするわけでございます。海外だと、主要なプロスポーツリーグは地上波で見られないのが当たり前になっている中で、まだ日本はアドバンテージがテレビ局にある領域だと思っておりますので、この点はまだまだ日本が有している武器として認識して、議論に含めていければと思っております。以上でございます。

#### 【宍戸構成員】

ありがとうございます。4点、できるだけ簡潔に申し上げたいと思います。

既に事務局のほうで今後の検討の方向性について御整理いただいて、それに異存があるわけではございません。それにできるだけ即して申し上げたいと思います。

第一に、左側の2の広告のところですが。別の放送の会議でも申し上げたところではございますが、デジタル空間の情報流通の健全性という観点から、広告の在り方については、一般に媒体の側が問題になりがちですが、そもそも広告主のほうでのガバナンスの在り方について、本日も御出席の曾我部先生にお取りまとめいただきました広告主向けのガイダンスがございます。逆に言いますと、最近発表された非常に有力なディスカッションペーパーにもありましたが、放送が信頼される媒体になるという点で、

広告主の側の行動が変わる、あるいは変わってくるといったことも一つの考慮要素として入れて議論すべきでないか。これが1点目でございます。

2点目は、3番目のところに「デジタル空間の健全性」と書いてありますが、私が健全性検討会の座長をしておりまして、空間の健全性と言うと若干語弊がございまして、「デジタル空間の情報流通の健全性」であろうかと思いますが、その確保を放送という発信者の側から議論する上で、私は、これまで林先生や瀧構成員のお話にもあったと思いますが、やはり議論の前提となるデータがやや不足しているのではないかと思います。この検討会において何度か申し上げてきたところでもございますけれども、プロミネンスしかり、基幹放送普及計画制度における地域情報の享受の在り方しかり、あるいは、これまた別の会議体ですが、NHKの競争評価しかりです。公衆を形成するのに必要な公共的な情報がどういうふうに生産されて、地域や全国的に消費されて、コストがどのぐらいかかっているのかという議論があまりないまま、放送をめぐる制度の議論をやってきて、あまりうまくいっていないのではないかと、長年関わっていて強く感じているところでございます。この点は、例えばNHKの文研の調査であったり、あるいは民放連も持っている御知見であったり、あるいは放送界全体、あるいは政府として改めて必要なデータ、エビデンスをしっかりと整備するということは、特に今後の放送政策の重要なポイントとして強調させていただきたいと思っております。

3点目でございますけれども、これまでの議論のところでは御紹介があり、今回の方向性ではなかった話についてでございます。この間、参議院選挙における選挙運動期間中の放送事業者の方々の情報発信については、私の感覚レベルでございますけれども、非常に多くの取組がなされたと感じております。まさにエビデンスではなく感じているのでございますけれども、よく言われるように、選挙運動期間中はかえって選挙報道の公平、公正といった観点から、これまで地域的な情報過疎の話が問題になっていましたが、これは時間的な情報過疎が生じていたわけでございますけれども、いわゆるファクトチェックの取組も含めて、放送事業者の方々は非常に多く努力されたと思っております。

チャットで、長田構成員が、ローカル局の御意見を、具体的なお話を伺いたいと書いておられますけれども、私としてはぜひ選挙運動期間中の選挙報道の在り方についても、できれば放送事業者の方々がこういう点を工夫されたとか、こういう点に課題があったと感じられていることなどがあれば、ぜひこの場で御発表いただくなどをすることが、放送政策の健全な議論という意味でも有益ではないかと思われましたので、これは御提案をさせていただきます。

4点目でございます。今の話につながるのでもございますけれども、私、この第3次取りまとめに至る過程の中で、放送概念の見直し、それによって、例えば通信の配信によってあまねく義務を果たしたとすることも可能になり得るのではないかとということも考えましたので、放送概念の見直し、制度の見直しについては賛成でございます。賛成でございますが、恐らくこの議論をする上で、放送事業者の方々、

あるいは世論を含めて懸念されるところは、放送法制と後ろに電波法制を裏打ちしたこれまでの在り方が変わって、放送事業者の放送番組以外の情報発信等についても政府介入等が起こるのではないかと聞いた御懸念が私はやはりあったと思います。放送という制度あるいは社会的な取組のガバナンスを確保する上では、先ほど申し上げた選挙運動をしっかりとやっていただく点で最近顕在化していることでもございますけれども、放送事業者の方々の自主自律をしっかりと守る、社会的役割を確保する。そして、それに真に必要な範囲で、また、それが政府に向いている限りで、政府による監視、監督がある、それ以外のマイクロマネジメントはしない。表現の自由に関わることについては、政府は口を出さないといったことを明確にしておかないと、様々な外部的勢力からこの制度の仕組みを乱用される、その乱用を求めるといったことも起きかねないわけでございます。

したがって、この点、このような放送概念の見直しと制度の見直しを議論する上では、放送行政のガバナンスそれ自体が俎上に上らざるを得ないものと私は考えております。この点も併せて御検討いただければと希望しております。私からは以上でございます。

#### 【三友座長】

非常に貴重なご指摘です。現状の問題点を指摘していただいたと思いますので、ぜひ今いただいた内容を事務局とともに検討していきたいと思っております。

#### 【奥構成員】

奥です。私から4点ほど確認させてください。

まず1点目、データ利活用についてです。これは前々回、前回と発表がありました。ただ、データ利活用という点では、視聴者やユーザーと相対するのは放送局ということで、放送局の立ち位置として前回クロサカ先生からお話をいただいたということかと思っております。これについては、放送局各社で考え方も違いますし、統一的な見解はないと聞いていて感じました。ただ、データ利活用に魅力とニーズを感じているのは、広告主であり広告代理店だということです。データ利活用によって、テレビ媒体に出稿を寄せる、広告費を拡大できるかとの表裏の関係になります。その辺りはもう少し、今後時間をかけてしっかりヒアリングして、ニーズを聞くべきと思っております。放送局各社で考えが違うという認識のまま時間が過ぎますと、簡単に言えば、代理店の独自性に依存する形になって、様々なデータの融合や、フュージョンして使うといったようなことになるだけというのはもったいないのではないかとということで申し上げます。以上が1点目です。

2点目は、情報流通の過疎ということに近づく話ですが、私はこの間、機会をいただいて説明させていただきましたが、様々なコンテンツが放送波、RF以外でネットからも流れる時代になったというこ

とであります。さらに、コネクテッドTV上でもネットから見る人が増えたということですので、あるローカルエリアでテレビをつけていても、そのテレビで見るRF比率というのは、場合によっては半分とか6割とか7割ぐらいになってしまうということでもあります。そのような状況下では、ローカル局において視聴者が地域情報を見ようとしている同時時間帯でも、その時間帯にネットからの情報を見ようということで、画面はそちらが優先で映るということになりますとかなり厳しいということになります。キー局は、BSやTVerなど様々なウィンドウを持っているので、それぞれに対応できますが、ローカルはどうしてもそこに画面を奪われると、自分で出しているものを見てもらう確率が減ります。この背景には、ローカル局は番組の自社制作比率が少なく、なおかつ、それらをネットに出すリソース（人財やノウハウ）もなかなかないということに尽きると思います。これを本当にこのまま放置していいのかということは、「あまねく」という部分の兼ね合いで、かなり大きく考えるべきではないかという懸念として感じます。

それから、3点目です。放送、通信をどう考えるかということで、両方あって初めて一人前だと、一本足ではきついというお話を差し上げました。言葉を変えて申し上げますと、放送で届くユーザーも、配信で届くユーザーも、どちらにもバイアスがあるので、両方あって当たり前だと思っていますし、片方でもいいという話ではないと感じています。その意味では、同時配信が完成すれば、基幹放送に入れてカウントするというのは当然ですし、もっと分かりやすく言いますと、同一コンテンツを放送で流しているときの見てもらえるデモグラのレーダーチャートのデコボコと、それを配信でアーカイブで見せたときのデコボコは全く違うんですね。つまり、バイアスは視聴ルート、つまり、テレビ放送というルートなのか、ネット経由なのかでかなり異なります。コンテンツが同じでも伝送ルートで変わるということとを考慮すると、両方あって当たり前だということですので、放送法の建付けの中で、この両方を対等に考えて進める必要があると感じます。

4点目は、先日沖縄尚学が優勝した夏の高校野球は、NHKプラスでは実は「フタかぶせ」で見られないということでもあります。念願かなってインターネットを必須業務ということにして、テレビ受像機を持たずインターネットだけでも契約ができるように放送法を改正したわけですが、放送では見ることができる高校野球が、長時間、見られない事象が発生しています。こういったこともユーザーから見れば非常に不思議で理解不能なことです。色々な事情があるのは存じ上げておりますが、この状態を置き去りにして色々な議論をされていていいのかというのはかなり気になる場所でもあります。

やはり日常使いのメディアに情報が流れ、エンターテインメントが流れるということが大事です。その点では、同時配信は非常に有効だと思います。さらにはアーカイブと、それから追っかけだけでいいかと、そういうことではなく、世の中には配信、FASTという新しいサービスもありますので、そういったことも含めて考えなきゃいけないと思います。重ねて、タレントや、それから、広告主が御自身で

オウンドメディアとして抱えて、サブスクや有料課金、あるいは戦略広報としてお使いになっているということもかなり増えてきているという意味では、かなり間口が狭くなっている放送のウィンドウというのをもう少し拡大して、ユーザーに届くように、それこそあまねく全てのデモグラに届くようにという形で拡大していく必要があるのではないかと感じました。以上、4点であります。

#### 【伊東座長代理】

伊東でございます。一番上のポツ、「地域情報の確保」に関するコメントです。地域情報の定義について、先ほどから御意見がございましたが、ここでは報道を中心にイメージしております。こうした地域情報は、主として、新聞社、通信社、放送局が汗をかいて取材し、調査・分析を経て編集されたものが多いと思います。この情報を当該地域、すなわち放送対象地域の隅々まで届けることは、放送局の基本的かつ重要な担務であります。これと同等に、あるいはそれ以上に重要なことは、ローカルニュースのギャザリング機能だと思います。この機能がなければ、地域の隅々まで届けられる伝送設備等が整備されていても、宝の持ち腐れになってしまいます。したがって、地域情報のギャザリング機能を維持するための支援・援助が望まれますが、放送事業者の自主自律による番組制作や編成作業を尊重しなければならず、これに対する直接的な援助や助成は難しいものと推察されます。

そこで、一定の条件を満たす放送事業者の伝送設備の整備や維持に対して助成するスキームの創設を期待したいと存じます。例えば地デジの「あまねく努力義務」を果たすために設置されている小規模中継局やミニサテなどの経済的な負担の大きい伝送設備の更新や維持、さらにはブロードバンド等の代替手段への切替えだけでなく、その運用についても、放送が社会的・公共的な使命を今後も果たすために、公的な援助が必要になるのではないかと考えられます。

その一方で、こうした条件不利地域の伝送設備については、鉄道会社の赤字ローカル線と類似する点が見受けられるのではないかと考えるのですが、鉄道会社とは異なり、放送事業者は自らが置かれたこうした状況について、視聴者にはほとんど説明しておられないように思います。いずれブロードバンド代替等を導入する場合などには、好むと好まざるにかかわらず、視聴者に対する適切な説明が必須となります。放送事業者自身もそろそろ胸襟を開いて、自らの現状について視聴者の理解を得る努力をすべきではないかと思っております。以上でございます。

#### 【山本（龍）構成員】

私から2点申し上げたいと思います。

1点は、「今後の検討に関する方向性（案）」の3のところ、アテンションエコノミーの課題について言及がございます。このアテンションエコノミーの検討自体は、非常に重要なことだと思うのですが、

他方で、ネットにおけるマスメディア批判、マスコミ批判というのも非常に厳しいものがあって、進め方によっては、こうした検討自体が一部の国民の意識と乖離して、前向きな検討というのをかえって困難にしてしまうというところもあるのではないかなと懸念いたします。要するに、この検討の公共的な観点というのは理解されず、マスメディアの単なる既得権保護のように映ってしまう、あるいは誤解されてしまうのではないかと考えています。

したがって、アテンションエコノミーの課題をしっかりと検討、分析し、その行き過ぎの何が問題なのか、また、放送あるいは放送コンテンツがアテンションエコノミーの強い影響下にあるUGCを含む動画コンテンツなどと何が違うのかということ整理、検討し、それを国民にしっかりと周知していくということが今後の検討のためには重要なのではないかと考えております。

関連して、米国では、一部の動画プラットフォームが子供の依存症を惹起し、メンタルヘルス等に悪影響を与えているのではないかと考えています。幾つかの州も原告になるような形で、一部プラットフォーム企業に対する訴訟が非常に多く提起されている状況でございます。アテンションエコノミーの行き過ぎの課題を検討し、放送及び放送コンテンツの独自性、公共性を検討する上では、こうした依存症の問題についても目配せする必要があると考えています。

それからもう1点、これはとても根源的なことで、テーマとしてふさわしいか非常に悩ましいのですが、あえて申し上げますと、放送の今後の方向性を考える上で、放送法1条の健全な民主主義の発達に資するということの具体的な意味、そして、民主主義に関する文言と、4条2号、政治的に公平であること、4号、意見が対立している問題については云々ということとの関係を考えることが重要なのではないかと考えております。もし1条を重視すれば、放送というのは民主主義に深くコミットしており、民主主義との関係においては、ある意味で中立ではない、中立であるべきではないということになるのではないかと思います。今後、こう考えますと、政治的公平というのは、民主主義を否定する立場についてまで公平である必要はないと。むしろ、そのような立場には徹底して不公平でなければならないというようにも解釈されます。これはある意味で、ドイツの戦う民主主義のような立場が、放送という地平においては日本でも例外的に採用されているということになるわけですが、果たしてそのような解釈が成り立ち得るのかどうか。私の知る限り、これまであまり突っ込んだ議論がなされてこなかったように思いますが、こと、最近の情報空間の状況を見ますと、放送とは何かを考える上で、こうした民主主義に関する議論というのでも深掘りすることが求められるのではないかと感じております。以上でございます。

#### 【三友座長】

ありがとうございます。大変重要な視点だと思います。特に1点目は、逆に放送側からの攻撃のよう

に取られる可能性があるということもございますし、2点目につきましては、私は法律学者ではないので何とも言えないところもありますが、法律の立てつけそのものからも色々な議論があるところかなと思います。

#### 【曾我部構成員】

私からは2点申し上げたいと思いますが、1点目は、プロミネンスに関して、資料36-1で、私の発言として、「『放送』に閉じた検討にならないことが重要」というのを取り上げていただいておりますが、それとも関わるかなと思いますのは、動画共有サイトにおいて、放送局のコンテンツが優先表示されるという実態があるわけです。具体的に言うとユーチューブ等ですが、こういったものは、今回の検討の射程にあまり入っていないように見えますが、実際には、まさにネットの問題をどうするかということをやっておりますので、そういったものも視野に入れていく必要があると思います。ただ、それはもちろん放送制度とは無関係のことで、通信の、まさにプラットフォーム規制の文脈ですので、総務省ですと、ちょっと管轄がこの場とは違う場で議論すべきテーマかと思いますが、しかしながら、それは総務省の都合でありますので、議論としてはやはり動画共有プラットフォームにおけるテレビ局制作のコンテンツの扱いについてどうしていくべきか、何らかプラットフォーム事業者に働きかける余地があるのかとか、そういったところも議論が必要なのではないかということを感じるというのが1点目です。

もう一つは、マスメディア集中排除原則についてです。こちらは私が2011年に『法律時報』という雑誌に論文を書いたことになりましたが、あるいはもう既に色々なところで言われていることでもあります。現状のマス排は、多様性、多元性、地域性の確保目的だということになっておりますが、特に地域性について、それが実際、地域性確保に役立っているのかということがやはり問題となるかなと思います。例えば同一地域に、局の数が多ければ多いほど、今日のお話で言うと地域情報というのがたくさん制作されるのかというと、必ずしもそうではない可能性がある。数が少ないけれども、体力のある局があって、それがもう少し強力に地域情報を発信するということもあり得るわけです。ですので、マス排の本来の地域性、多様性、多元性に対してマス排がどれだけ効果があるのかということは、これは古典的な論点でもありますが、改めて振り返ってみる必要があるのではないかと思います。

その関連で、現在でも例えばクロスネット局や、あるいは、沖縄では事実上の1局2波が行われているという例もあるかと思いますので、そういった実情を聞いてみるとか、それから、もちろん理論的な検討というかももう少し実証的、統計的な研究もあり得るかもしれませんが、いずれにしても、マス排の在り方というものも考えていく必要があるのではないかと考えております。以上になります。

#### 【三友座長】

どうもありがとうございました。大変貴重な意見だと思います。特に地域の実情をもう少し我々も知るべきではないかと私自身も感じておりますので、今の御意見は大変参考になりました。

#### 【長田構成員】

なかなか地方のローカル局の皆さんのお声を直接伺えるチャンスをいただけていないような気もしまして、直接お話を伺う機会を今後ぜひいただきたいと思います。

#### 【大谷構成員】

4点ほどお話しさせていただければと思います。

まず、「あまねく（努力）義務」と配信との関係でございますが、いずれ検討を余儀なくされる重要なテーマであろうと考えております。事務局資料には、まず普及が前提であるという意味で書いていただいていると思いますので、その普及が大前提であるということを踏まえつつ、また、実質的に補完機能を果たしていると評価するためには何ができていればいいのかといった、そういった要件を検討するところから始めるなどの、とにかく検討の順番を間違えないようにするということがこのテーマについては必要ではないかと感じております。

2点目でございます。地域情報の確保でございますが、もちろん放送メディアにおける地域情報の確保というのは非常にこれまで意義が大きかったと、それだけ大きな役割を果たしてきたと思っておりますが、従来以上にメディア間の連携も必要になってくると思います。具体的には、地方紙などのメディアとの協働も含めて、様々な可能性を探ることが必要になってくるのではないかとこのことをコメントさせていただきます。

そして、3つ目でございますけれども、今後のNHK ONEのリリースによって様々な情報、データが得られると思いますので、そういったデータのインプットをこの検討会でも適宜行いながら、実態に応じた検討を深めていくことで、これからより現実を踏まえた議論ができるのではないかとこのことでございます。

最後に、これまで放送の信頼性につきまして、どちらかといえば相当ネガティブな反応が多かった数か月間を経て、この8月という特別な月ですけれども、戦後80年の振り返りなどの意欲的なドキュメンタリーを各局で放送されまして、やはり放送の底力というのを実感したのは、過去のアーカイブ映像などの記録もしっかり生かしながら報道されていたということに非常に興味深く、意義深く拝見させていただきました。このようなコンテンツを各局がそれぞれで配信するというのももちろん必要なことだと思いますが、ぜひ共通のプラットフォームで、共通のメタ情報を付す。そして連携して配信し、国民の財産としてこれらを残し、アピールしていくということもあってよいのではないかなと思っております。

す。さらなるシナジーが期待できるような取組というのを放送各局にお願いしたいと思ひまして、これはエールとしてお話しさせていただくものです。このような取組というのが放送コンテンツの信頼性を多くの方に理解していただく足がかりになるのではないかと思ひました。以上でございます。

#### 【飯塚構成員】

1点だけ、ローカルニュースに関連して、コメントをさせていただきます。アメリカにおきましても、テレビの視聴ですとか、テレビニュースの消費における世代間ギャップというのがかつてないほど顕著になっていると報告されております。ケーブルテレビで視聴する平均年齢は70歳であるのに対して、ユーチューブでは38歳となっております。ローカルニュースは民主主義の基盤であるにもかかわらず、若い世代がローカルニュースへの接触機会を持つことなく大人になってしまうと、ローカルメディアは衰退の一途をたどり、地域社会は信頼できる情報源を失ってしまうという危険性が指摘されています。このような世代間ギャップを埋めるためには、各種デジタルプラットフォームでの同時配信をはじめ、若者向けにショートフォームによる短尺のローカルニュースを配信するなど、ローカルのコンテンツやニュースの配信方法を根本的に変えていく必要があると、指摘されています。こうした信頼できるローカルニュースに基づいた民主主義の醸成に寄与するためには、NHKと民間放送が協力してローカルニュースを充実させて、メディアの多元性を確保していくということが求められるかと思ひます。例えばイギリスでは従前よりニュースメディア協会がニュース市場におけるBBCの位置づけは、あくまで商業セクターを補完するものであると指摘をしておきまして、BBCがローカルラジオを縮小するということに、その代わりにデジタルローカルニュースの提供を拡大しますということを表明しましたが、これに対して、地方紙の存続を脅かすとしてBBCに見直しを求めている経緯があったと承知をしております。このような経緯がありまして、BBCはニュースメディア協会と協力して、ローカルジャーナリズムを支援、強化するためのローカルニュースパートナーシップを開始していると承知しています。これには地方自治体に関するものすとか、公共サービスに関するものをめぐる報道業務において、BBCの資金提供を受けたローカル記者というものを設置しまして、その記者が作成した記事が商業地方紙へ提供されるというような内容となっております。こうすることによってローカルニュースメディアの多元性の維持も可能となることが指摘されております。

このような状況を踏まえまして、日本に置き換えるならば、地元住民の視点から、地域情報が手薄な分野というのはどういうところなのかを特定して、そこを充実していくために、NHKとローカル放送局、あるいは地方紙との協力関係を構築していくということも考え方の一つとしてあるかもしれません。以上です。

### 【佐伯放送政策課長】

大きなお話としては、やはり地域情報というものをどういうふうにとらまえるか、それに対してどういことができるかというような話と、それに対して、事業者さんからの意見をもっと伺ってみたいというような話は結構あったかと思しますので、今後これから放送事業者の方と相談しつつ、なるべく情報をインプットできるように、事務局で検討してまいりたいと思います。

それからあとは、NHKと民放との間でまだ協力できることがあるというような話も最後の飯塚先生のお話に限らず、何名かの先生方からいろいろいただいたかと思しますので、そういう観点も少し入れてもいいのかなと思っております。

それから、宍戸先生、大谷先生からは、選挙報道ですとか、戦後80年の番組とかに対して、放送事業者の最近の取組について非常に高い評価をいただいているようなコメントもございましたので、選挙報道などは第32回の会合で、事務局資料についても昨年の兵庫県知事選を踏まえたNHKや民放連の会長のコメントを引用させていただいたところもございますので、そういうものをどういうふうに変えたのかといったところの観点からでも、何らか御意見を伺ってもいいのかなと少し思った次第でございます。

それ以外にもデータの関係、プロミネンスの関係、いずれもスコープのところも含めて、色々と御意見いただきましたし、アテンションエコノミーについても、我々の放送の部局で逆に目配せが足りていないところも含めて、先生方からのいろいろと御示唆いただいたかと思しますので、検討を進めてまいりたいと思しますし、より大きな放送行政のガバナンスですとか、あるいは民主主義に関する議論というような、かなり大きなコメントもいただきましたが、その辺りも含めて、どのようにスコープをやっていくか、また、座長とも相談させていただきながら進めていければと思っております。以上でございます。

### 【三友座長】

皆様に大変活発に御議論いただきまして、ありがとうございます。今後進めるに当たりまして、私から少し御提案させていただければと思します。事務局に作っていただきました資料36-2の右側の4つのポイントに沿ってお話をさせていただきたいと思します。

まず1つ目ですが、具体的なイメージとして、皆様から地域の問題、そして、情報過疎の問題ということをお指摘いただきました。放送産業の将来を考えたときに、やはり地域における情報過疎というのは非常に大きな問題だと思します。それと併せて、ローカル局の課題を含めて幾つか検討できればと思します。例えばローカル局の立場から見た放送の価値や役割、あるいはローカル局の持続可能性の問題、それから、地方における基礎的な情報源としての地域番組の自社制作に関する現状と課題、これも御指摘をいただいたところでございます。こうした内容につきまして、放送事業者の意見をヒアリングして

はどうかと思います。NHKの協力という話も最後のほうにいただきましたので、こういった観点も含めて検討できればと思います。

2つ目のインターネットの同時配信に関してですが、これは今後の収益源の多様化や、あるいは現状のネットコンテンツ市場の拡大、あるいは世界的な潮流を見れば、避けることができないと思いますが、ただ、放送事業者の皆様がどのように考えていらっしゃるのか。そういった御意見をぜひいただきたいと思ひますし、仮にそれらが進んだ場合に、現行の放送制度に関して見直すべき点が多々あると思ひますので、そういった点につきまして、もう少し議論を深掘りしてはどうかと思ひます。

3点目は、2点目に関連しますが、インターネット同時配信が進んだ状況というものを想定しますと、現状、基幹放送に課されている、「あまねく」、あるいは「あまねく（努力）義務」というものをどういうふうに考えるか。この意義、そして、在り方についても議論を深掘りする必要があるのではないかと感じました。

最後4点目ですが、実際に配信が進むと、放送コンテンツのプロミネンスや、あるいは前回議論いただきました視聴データの活用については、この議論はもう避けては通れないと思ひますが、まだお立場によって御意見が異なるようにも感じるところであります。そういったこともありまして、事業者の間でもいろいろな御意見があろうかと思ひます。論点あるいは検討の場などについて、事務局でももう少し整理していただいて、先ほどデータがないという御指摘もございましたが、そういったことも含めて、より具体的なエビデンスやデータを伴って議論ができるような形で、ぜひ事務局のほうで整理していただければと思ひております。

これは私からのお願いではございますけれども、もし御異論がありましたらおっしゃっていただければと思ひます。もちろん、今日、構成員の皆様からおっしゃっていただいたこと全てをカバーできているわけではありませんが、第4次の検討において幾つかの重要なポイントを置かなければいけないと思ひますので、今申し上げたより具体的な4つの点につきまして、ぜひ事務局にも検討に入っていただきたいと思ひます。また、もちろん構成員の皆様から御意見、あるいは、もっと議論すべき重要な論点があるのではないかというような御指摘がありましたら、事務局にもお寄せいただければと思ひます。

#### 【佐伯放送政策課長】

ただいま三友座長から今後の進め方について御示唆もいただきましたので、そこも含めて、今後検討させていただければと思ひます。また、構成員の方々から追加の御意見がございましたら、来週月曜日、9月1日までに事務局まで御連絡いただけますと幸いです。

#### (4) 閉会

事務局より、第37回会合については、別途構成員に案内する旨連絡があった。